

災害復旧事務について

地方公共団体ご担当者の皆様へ

災害発生時における「財務局」の役割

台風、大雨、地震などの異常気象や自然災害により道路、河川等の公共施設などが被害を受けた場合、民生の安定上や、社会経済上、重要な影響があり、できるだけ早期に復旧する必要があります。

その際

復旧に要する費用が膨大で、公共団体等の財政力を超えるものとなった場合、「災害復旧事業」に対して国が特別の財政負担を行うこととしています。



「北海道財務局」では、被災施設等を所管する省庁の担当者とともに災害の現地で立会し、被災状況を確認して、復旧方法、事業規模等を決定することにより、早期の復旧に努め、被災地の生活の安定を図っています。

どのような施設が対象？

災害復旧事業の対象となる施設は、河川、道路、港湾、漁港等の「公共土木施設」、田・畑、ため池等の「農地・農業用施設」のほか、「林道」、「公立学校」、「水道」施設等も対象となります。

- * 具体的な被災施設等が災害復旧事業の対象となるか疑問がある場合は、財務局(主計課)へご相談下さい。

災害が発生したら

財務局では、

- 財政を所管する立場から、災害復旧事業の査定現場に立会し、適切な復旧方法と事業規模を決定します。**【国庫補助金】**
- 国庫補助で賄われない財源について、起債の申請を受けます。**【財政融資資金】**



災害の発生

単独災害復旧事業の場合は、被害報告・国庫負担申請・現地査定は行いません。

被害報告

市町村は道庁担当課を經由

財政を所管する立場から、財務局職員が関係者と立会のうえ決定します。

国庫負担申請

復旧方法・復旧事業規模(国庫補助対象金額)の算出

現地査定



復旧工事

復旧工事

補助災害復旧事業
起債申請

単独災害復旧事業
起債申請



単独災害復旧事業起債(財政融資資金)は、補助災害の対象であるにもかかわらず国庫負担申請しなかったものは対象外となりますので、ご注意ください。

地方公共団体の「ご負担」

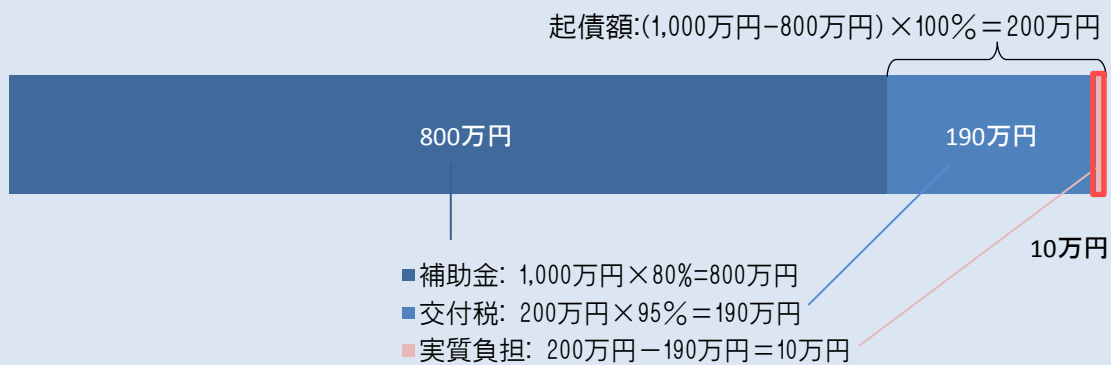
災害復旧事業の内容により、補助事業として採択された場合の補助率や、起債した場合の充当率、交付税措置が異なることにより、**地方公共団体の費用負担は異なります。**

(例) 補助災害復旧事業(事業費1,000万円)の場合

※補助率・交付税措置は北海道の場合の代表的な例示です。

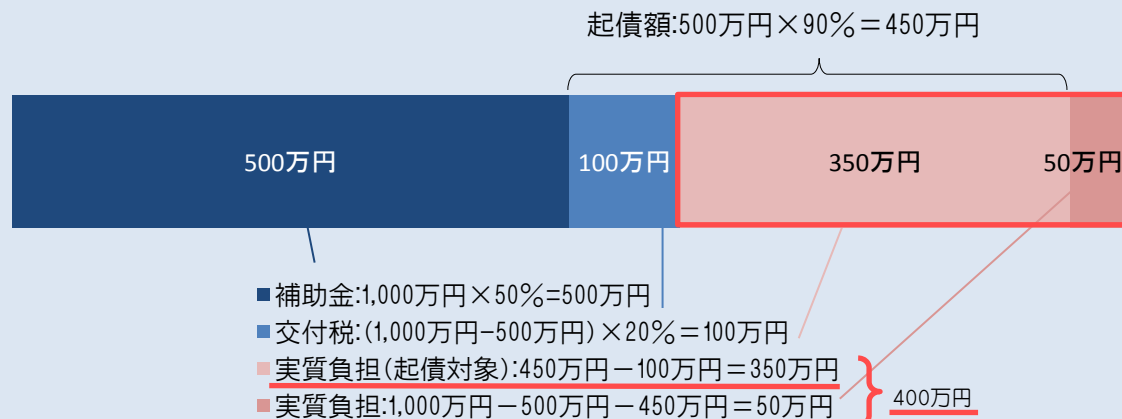
・ 公共土木施設

補助率:80%、起債充当率:100%、元利償還金への交付税措置:95%



(参考) 公共事業等

補助率:50%、起債充当率:90%、元利償還金への交付税措置:20%



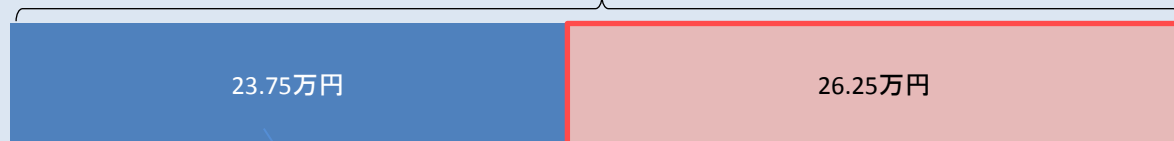
(例) 単独災害復旧事業(事業費50万円の場合)

※交付税措置は北海道の代表的な例示です。

・ 公共土木施設

補助率:0%、起債充当率:100%、元利償還金への交付税措置: 47.5% ※財政力補正により最高85.5%

起債額:50万円×100%=50万円



■ 補助金:0円

■ 交付税:50万円×47.5%=23.75万円

■ 実質負担:50万円-23.75万円=26.25万円

ご相談の
窓口

補助災害復旧事業関係事務の担当

主計課

- ・ 災害現地の査定に立会し、補助金等の決定に携わります。

起債関係事務の担当

融資課

- ・ 災害復旧事業における起債の申請窓口となります。



北海道財務局

〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎11F

電話: 011-709-2311 (代表)